

アルコール健康障害対策推進の枠組み

推進の枠組み

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号（議員立法））

<平成25年12月13日公布 / 平成26年6月1日施行>

第25条

第26条

アルコール健康障害対策推進会議

関係省庁の局長級職員で構成
アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整

意見
聴取

アルコール健康障害対策関係者会議

有識者、家族及び当事者等20人以内で構成
内閣総理大臣の基本計画案作成時の意見具申「推進会議」への意見具申
任期：2年
(アルコール健康障害対策関係者会議令第1条)

意見
聴取
第12条
第3項

内閣総理大臣

第12条第1項

政府は基本法施行後2年以内に基本計画を策定しなければならない。

作成

アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）

1.基本計画について 2.基本的な考え方 3.重点課題 4.基本的施策 5.推進体制等

都道府県

(努力義務) 第14条

策定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画

アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするともに、当該都道府県の実情に即した計画に努めなければならない。

基本計画
推進体制等
目標基本計画で
規定基本計画
推進体制等

国(関係省庁)

第10
条

アルコール関連問題啓発週間

(毎年：11月10日～16日)

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、週間を設ける。

国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努める。

基本法で法定

附則第1条

内閣府 厚生労働省への事務移管

平成29年4月1日に厚生労働省へ移管予定。
(H28/5/31～H31/5/30日までの範囲内で政令で定める日)

(基本計画策定後)厚生労働省は、アルコール健康障害対策の一元的な推進を図るために必要な体制を検討し、準備を進める。

国は基本計画期間(H28～H32年度)中に、全都道府県において計画が策定されることを目標として策定を促す

今後の課題等

- **厚生労働省への事務移管** (アルコール健康障害対策基本法附則第1条 / 基本計画 推進体制等)
⇒ 「アルコール健康障害対策推進基本計画」策定(平成28年5月31日)された日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
- **都道府県における「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定の推進** (基本法第14条 / 基本計画 推進体制等)
⇒ 当該都道府県の実情に即した計画策定の努力義務 / 国の基本計画期間(H28～H32年度)中に全都道府県に計画が策定されることを目標
- **アルコール健康障害対策推進基本計画の見直し** (アルコール健康障害対策基本法第12条)
⇒ 少なくとも5年ごとに、検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。